

新型コロナウイルス感染防止対策を実施する 「安全・安心宣言施設」登録要領

(趣旨)

第1 新型コロナウイルス感染防止対策として取り組む項目を届け出た施設を「安全・安心宣言施設」として登録し、PRステッカー・ポスターの提供などを通して事業者の自主的な取組を応援することで、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立をめざす。

(登録基準)

第2 別紙1の感染防止対策の取組を一つ以上実施している施設を、「安全・安心宣言施設」として登録するものとする。

(届出方法)

第3 「安全・安心宣言施設」の登録をしようとする事業者は、県の「あいち電子申請・届出システム」により県感染症対策課に対して届け出るものとする。

2 「あいち電子申請・届出システム」による届出が難しい場合は、県感染症対策課に相談するものとする。

(登録)

第4 県感染症対策課は、事業者からの届出の内容を確認のうえ受理し、「安全・安心宣言施設」として登録する。

2 前項の規定により登録した場合には、別紙2の「安全・安心宣言施設」PRステッカー・ポスターの電子データを届出者に交付する。また、届出者のうち県公式Webサイトへの掲載を希望する者については、届出内容のうち施設（店舗）名称、施設郵便番号、施設住所及び感染防止対策として実施する取組の内容を県公式Webサイトに掲載する。ただし、施設住所が県内の施設に限るものとする。

(届出内容の変更)

第5 事業者は、登録事項に変更があった場合には、再度第3により届け出るものとする。

(登録の取消し)

第6 「安全・安心宣言施設」に登録した施設が次のいずれかに該当するときは、県感染症対策課は登録を取り消すことができる。

- (1) 第2の登録基準を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽の届出により登録したとき。
- (3) その他登録を継続することが適当でないと認められるとき。

(PRステッカー・ポスターの掲示)

第7 事業者は、「安全・安心宣言施設」に登録した施設に、PRステッカーとポスターを掲示するものとする。

PRステッカーとポスターの掲示は、届け出た施設に限るものとし、施設の利用者が閲覧

しやすい場所に掲示するものとする。

(PRステッカー・ポスターに係る禁止事項)

第8 事業者が次の行為をすることを禁止する。

- 1 登録情報、PRステッカーとポスターを第三者に貸与、譲渡、販売、又は再配布する行為
- 2 交付されたPRステッカーとポスターを加工・編集・改ざんする行為
※届け出た施設のホームページ、チラシ等への掲載のためのデザインの改変を
含まない拡大・縮小による二次利用を除く。
- 3 法令又は公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為
- 4 他人の権利又は財産若しくは人格的利益を侵害する行為
- 5 その他愛知県が不相当と認める行為

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和2年6月8日から施行する。

この要領は、令和2年7月29日から施行する。